

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回30日発行◆

関西労災職業病 No.33

関西労働者安全センター

1977.1.30 発行

大阪市大淀区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

33号の案内

●主張	1~2
●ぶつとばせ改悪労災保険法	
大阪の闘い	3~5
京都の闘い	6
東京の闘い	7~9
●特別アピール	
比嘉周子一味をたたきのめそう	10
●ニュース	11~16
●診療所だより	17
●寄稿	
その1 ソニー告発の闘い(長南サカエ)	18~19
その2 長船第3組合の労災闘争	20~21
●読者の声	22

「を通じて何を目のざすのか」 に向かい直してみよう の討論会に参加を!

「不況」の声の高いまま、77年が明けた。失業者は百三十万人を二え、総体として資本がそのもくろみを達成したと言える。76春斗に引き続き、77春斗においては更にその矛盾のしゆよせいで、労働者に押しつけようとしたが、労働者には賃下げ率の引き下げ、賃下げには賃下げ、今まで労働者が斗争によつて獲得してきた諸権利さえもなしくずし的に剝奪しようとしているのだ。そして一向におさまらぬ物価上昇。また資本の人べらし合理化により時間一杯をこき使いたおされる労働者の間には相変わらず労災・職業病が激発している。一方で口ワキード獄獄。こうした中にあって労働者達は今までのようになれば、少々の不満はあるても停年まで会社の言う通りにして働いていれば、小さいながらも家のー軒ぐらいもてるかもしれないし、停年後もしばらくはどこの会社に再就職して働けばそこそこ幻の生活はできるさ」という様な幻想で自分をごまかすことには

なくなりてきていく。
「今の世の中、どこのおなしこいやないか」とは誰もが実感していることなのだ。その不満のエネルギーの一つの表れが昨年末の宝くじ暴動であつたと言えよう。しかし、それら労働者大衆のエネルギーは未だ散發的・偶發的なまま表めているにすぎない。今こそ、運動を組織するエネルギーにはこれらのエネルギーを次の社会建設への展望をもつて階級的に組織する力量が必要となつていい。

安全センターもその例外ではあり得ない。

安全センターでは昨年来労災保険法改悪反対・そして糾弾の斗争に全力をあげてとり組んでいた。今年に入り、更に斗争は高まり、大阪の現場労働者が行政の中央に対する視点を獲得し始めている。1月10日の大阪労糾弾斗争が過去3年来の労災認定斗争の蓄積の上にあることは

主

張

もう一度

「労災・職業病斗争

2・26

[2時から
市立労働会館(森之宮)]

言うまでもない。これらの斗争は、単なる「制度改良斗争」というワクの中でのみ斗われたのではなく、行政のヘゲモニーを労働者の手に奪い返す斗争として、位置付けで斗つてきました。この位置付けで斗つて、労災認定をとつて生活の一一定の補償を得た。身分を保障したいとのきつ々けで斗争が立ちはだかりました。そこで、資本と行政のニ着、行政が法規のために動いていくのを、法規のためにはどうなうな法律がいつに歎嘆に満ちていて、法規などを学び、そして同じような立場で斗つている仲間の存在を知り、それらの仲間の内題でも斗つてきました。今後の斗争においても、共に斗つている労働者の一層の意識変革が勝ち取れるようないつの形態が保障されねばならない。

労働者大衆のエネルギーを正しく組織するためには、我々安全センターはもつともつと大衆的基盤を確立するための努力をします。もつともつと大衆の中に入りこみ、労働者大衆は今、何

を要求しているのかを知る。その要求を表面にあらわい、「要求の言葉」の範囲でとらえるだけでなく、その「要求」を口にするエネルギー全体でとらえ、組織化できただけの思想形成につとめよう。ついのうち健康を守らしといふ言葉にひそむ階級性を理解しなければならない。これがだけ労災職業病が激化していく現在、労働組合であれば、労災職業病をなくせしといふスローガンをかみげていなければ、と言つてもいいだろ。たひらこそもう一度、「我々は労災職業病斗争を通じて何を目指すのか」を直す時期にきてはいるのではないかだろう。そのうな大衆的討論を大胆にまきおこし、もう一度「安全セニタリ」とは何となすべき組織的なことを確認しよう。その時安全センターの斗争、運動は更に一步拡大する契機をつかひだろ。2月26日2時から市立労働会館で行なわれる討論会に多くの人々が参加されるよう訴えます。

改悪労災保険法



大阪

年があけて、労災保険法改悪に反対する斗いは大きく動き出した。既に昨年12月22日に大阪を中心一派大阪労基局斗争が斗われたが、1月10日のや二派斗争では、画期的とも言える

五項目確認をからとつた。総評大阪地評の動きも本格化してきており、全港湾中央も具体的な動きを開始した。斗いは四月実施阻止に向け全国化する気配である。以下その報告である。

1・10 労基局斗争で五項目の確認かちとる

全港湾東西地本
同沿岸南支部
全造船佐野安分
会、高橋交通労
組、全石油ゼネ
石、スタンダード

大阪では昨年12月22日、安全セセクタなど四団体の呼びかけで第一波労基局斗争が斗われ、施行に伴う労働省令制定の全国會議以前に交渉を行つてることを約束させた。

1月10日には、総評大阪地評

28日付で大阪労基局長に提出した五項目の要求をほぼ全面的に認められた内容のものであり、画期的な成果といふことができます。しかし、これはあくまでも大阪局が労働省中央に対する意見を我々の側で押えたと具体的に保証させていく斗いはむしろこれからという段階です。大阪を中心にした斗いを今後全国化し、東京の斗い仲間と共にして、中央労働省に攻め上る斗いが一方で早急に要請されると同時に、大阪独自での被災労働者の完全補償、完全治療を保証させていく斗いの強化が必要になつてきていります。総評大阪地評では不当弾圧対策委員会が取り組みを強化していけるとの併行して、安全センターなどを中心に改悪糾弾実行委が1月25日に招集されており、2月4日にかけての戦術方針が固ろうとしている。また1月28日にはや三波労基局斗争、2月23日には大集会が既に決まつてゐる。

資料

要求書

一九七六年十二月二十八日

関西労働者安全センター
同事務局長 豊田正義

大阪労働基準局
局長 松丸清殿

へ記入

去る十二月二十二日の交歩に
おりて口頭で伝えたように、以
下五点につき要請致します。

- 被災労働者の完全補償、完
全治療の要求に沿い、傷病へ
補償年金制度については、休
業・療養を要する被災労働者
の解雇に連がらないようによ
用すること。
- 傷病への切替
えにあたっては、年金非受給
者に対する補償の打切り促進
を行わないこと。

三 傷病(補償)年金の額について
ては、その算級にかかりな
く、平均賃金の80%を下まか
ることになりよう何うかの措
置を講ずること。

昭和五十二年一月十日
大阪労働基準局
労災管理課長 石井健一
おひて「傷病補償年金」に移行に
なつた被災労働者の同意を得な
い限り解雇制限の解除を行わな
りよう定めるとより本省へ要
望します。以上局長名で上申し
ます。

四 未払賃金の立替払制度につ
いては、その支給条件として
ある「労働者の退職」を徹底
すること

五 一九七六年十二月に出された
た労災年金受給者に対する「

定期報告」のうち、新規の「
添付資料」については未だ法
的根拠のないものとして、二
点を回収するか、または省令
等の決定までは提出義務のな
りことを各被災労働者に通知
すること。

以上

確認書

(その1)

傷病補償年金制度について、
この運用にあたり、労働省令に

(同右)

るよう要請します

(その2)

傷病補償年金への切替えにあ
たつて、診断書内容については
医療機関に改めて照会すること
なく、主治医の医証を尊重し処
理するよう、各監督署に対して
指導します

(同右)

(その3)
傷病補償年金への移行にあた
つて、80%を下廻る場合の特別
支給金による補てんの時点で、
移行前の給付額にスライドを適
用することとして省令を設置す

(その5)
「定期報告」の提出のあつた

場合には、「診断書添付資料」に
ついては、濃淡等級及び認定基
準の省令算が決定するまでは、
被災労働者に理由を付して返還
することとし、前記省令算が決
定した段階で再提出させるよう
署に指導します。

(同右)

昭和五十二年一月十日

(その4)
未払賃金の立替払事業適用に
ついて、さうに「未払賃金の仮

支払制度」を省令で定め、還取
い労働者が不払賃金立替払を要
求する場合に、支払うことなどが
きる様に本省に大阪労働基準局
として具申します。

支払制度」を受け、12月22日、1月10日の
労働者のみでなく退職してな
い労働者が不払賃金立替払を要
求する場合に、支払うことなどが
きる様に本省に大阪労働基準局
で、地評としては続けて不当弾
压対策を中心に斗争に取り組
んでいくことを確認した。

大阪地評では1月12日の書記
局会議、13日の常任幹事会の中
で、地評としては続けて不当弾
压対策を中心にして斗争に取り組
んでいくことを確認した。

全港湾中央が

労働省に交渉申入

大阪總評・不当弾 压対策委が始動!!

1.10 大阪労基局

◎労災保障法改悪糾
弾!! 三つは二水からだ
ヤ乙版ついに完成

一部 100 円(カンパ)

発行・関西労働者安
全センター

編集・関西労働者安全セ
ンター

五項目確認の斗争
の経過と解説

五項目確認の斗争
の経過と解説

五項目確認の斗争
の経過と解説

全港湾関西地本は1月10日の
大阪労基局斗争における局の五
項目の確認を重視し、今後斗争
を更に前進させるための方針を
確認した。これは全港湾中央と
も討議確認され、中央本部とし
て労働省に対する団交を要求す
ることや、総評中央、春斗共斗
委中央に対して協力申入状を行
うことなどが決った。全港湾関
西地本は、1月10日の大阪労基
体的な労働行政への斗争の提起

大阪地評不当弾压対策委員会
は全金大阪地本の要請を受け、
昨年三つのストーカンの一つに
は、今日まで斗争続けている。
昨年12月13日には全港湾関西
地本、全造船佐野安の方から具
體的な労働行政への斗争の提起

うち続く 労基局への波状攻撃

既報の様に、昨年12月労働省より全国の長期傷病年金受給者に、傷病年金切替のための「添付資料」を唐突に送り付けられた。内容を見ると介護が必要となり者はみな3級にされてしまった。事始めから、多くの被災労働者に動搖と怒りが広がった。

らかにした。

二の様な全く一方的に切替と等級決定をしようとする姿勢に怒りは爆発した。「3級になつたら今でさえ少ない補償額がさらにはつられる。被災労働者にとっては補償は賃金といつしょだ。」と賃下げをされるための

にめには事務処理の都合上2月に1月いっぽいに提出しなければ給付を打ち切る(添付資料の説明書)とは何事だ。これは決してなければならない」と明

「長期受給者は全員4月で切替」と労基局宣言

さもないと4月なら賃金を出さないぞ」という恫喝ではないか。こんなもん提出するわけにはいかん」と追及した。この追及に労基局はしどろもどろで「労働省の意向を再度確認して、次回は納得のいく説明をします」と約束するのみであった。

ひき続き1月8日に交渉がもたれた。労基局は「等級認定基準はまだ決まっていない。2月に労働省令で決まる予定である。」と答えた。労基局は決まっていないが、事務処理上どうしても添付資料は1月に出してもらって、2月中に多く組織されている京滋じん肺患者同盟と京滋労働対は早速12月16日と23日の2回にわたりて京都労基局と交渉を行つた。この交渉で労基局は、長期傷病年金受給者は全員4月から新設の傷病年金に切替える。その

そこで、長期傷病年金受給者も多くの組織されていてる京滋じん肺患者同盟と京滋労働対は早速12月16日と23日の2回にわたりて京都労基局と交渉を行つた。この交渉で労基局は、長期傷病年金受給者は全員4月から新設の傷病年金に切替える。その

二の交渉で労基局は、長期傷病年金受給者は全員4月から新設の傷病年金に切替える。その

12/16・23 京都労基局交渉

1/8 京都労基局交渉・「添付資料」提出拒否を労基も認める

東京

労災保険法改悪阻止実行委 ならの主の報告

南西の方面の留メノシ

東京を中心とした関東で、労災職業病斗争、なかでも労災法改悪阻止を斗つてている阻止実行委員会からともに斗う決意を述べさせていた。だきたいと思います。

責任形がいい化、といった反労行為の立場に終始していい。改悪。

の内容については奥西労働者全センターのパンフや機関誌の中で触れていくので、ここでは私達の取り組みについて紹介していく。

名企業における 被災労働者の実態

私達は昨年2月に労災保険法改悪阻止斗争に起ち上り、労働省糾弾行動や大衆行動を行つて労働者の福祉増進^レといつた労働行政の甘いことばにごまかされ、何の抵抗もなくこの改悪法案を通してしまつたといえる。安定成長^レ時代に合せた労働政策と、独占資本の海外侵略に手を貸す改悪労災法は、長期休業患者の首切り、年金受給者の支給額削減、企業（使用者）

たあと、私たちは来るべき四月施行に備えた取組みと、労災職業病斗争の交流を目指した取組みに入った。「8・25職業病斗争の共通の壁とは?」「9・25職場復帰について」といって、学習討論会を行い、被災労働者が置かれていた実態を明らかにしていった。

二基石油では、予もうの女性労働者を切り切る中で、恥業病にかかつた柴崎さんを、組合・資本が一体となつて攻撃。リハビリ要求に指定医押しつけを行ひ、「恥場は仍くところだ」として恥場復帰を拒否。しかしこれは毎日出社して恥制迫使を行つてゐる。

日本メールオーラーでは5人の認定患者を出しながら、全員私病扱いし、恥場復帰も認められない。しかも一人に対しても認定直前に「休職切れ解雇」を強行し、行政も追認している。地裁で「労基法19条違反」と断定されても、「最高裁まで争う」

その中で

エッソ石油では、労基署の規定を認めず、ガソリン

ヒツン石油では、労基署の認定を認めず、第一組合をデッチあげ、恥業病を斗争第一組合への刑事強压を行つてはいる。また二組との協定で、「労災申請すれば企業内補償の対象からはずす」といった権利ハク奪に出でている。

二井菱石油では、さもらの女性労働者を切り切つて中で、恥業病にかかつた柴崎さんを、組合・資本が一体となつて攻撃。リハビリ要求に指定医押しつけを行い、「恥場は働くところだ」として恥場復帰を拒否。しかし本人は毎日出社して恥制迫使を行つてはいる。

日本メールオーダーでは5人の認定患者を出しながら、全員私病扱いし、恥場復帰も認めてはいけない。しかも一人に對しては認定直前に「休恥切れ解雇」を強行し、行政も追認してはいる。地裁で「労基法19条違反」と断定されても、「最高裁まで争う」

と言ふ企業。

行政 印刷所

は、タイプの労働者田倉さんの職場復帰を拒んでいる。同盟支配の中で、10人以下という少數の斗争組合は、裁判斗争、実力斗争、行政斗争を結びつけて、不当配転粉碎・企業責任追及斗争を展開。

慈惠医療病院

では、小児科外来看護婦の山本さんが、向島署の基発59号に悪のりした業務外処分のため、休職切れ解雇攻撃を受けている。慈恵医療部も山本さんに敵対。しかし幹部も山本さんに敵対。しかし斗争中で外来患者激減という痛打をあげせている。

ソニーでは、3人の被災労働者が、隔日2時間、原職復帰要求で斗争中。一人はかつてハンガーフードでソニー資本を屈服させたEさんである。

日本鋼管鷲見では、リハビ

リ勤務者を会社に出向させ、「治りが遅い」と言つて自動的に移籍という手口を使つて、ウビ切りを組合の同意を得てやつている。

電通

では、「患者のため」と称して強制配転を「組合要求」で行つていい。また昭和49年に電々公社が出したプロジェクト管申にも反論できていられない。こうした中で船橋分会では、11人の罹病者(ケイワーン)が着台へ電話交換(斗争中)。

田地新宣社アミ

資本下では飯田橋労基署の業務外決定と一体となった資本の「リハビリ復帰」も拒否。労組は労働省などの相談医だが、向島署の基発59号に悪のりした業務外処分のため、休職切れ解雇攻撃を受けている。

審議会との話し合いで

労働省のウソがバクロ

こうした状況の中、10月27

たは3月までしか補償できず、新しい傷病補償年金はハビリ中の人も対象にしており、三年たつておれば解雇制限はなくなりと首切り通告をされた。

その日の夜、阻止実行委員会は、三田労基署の発言は労働省の意図を反映したものと分析。直ちに立川・品川労基署で追認する二事。11・12緊急集会をもち、労働省の先手をとつた取組みを確認した。

そして、2月のときは労災保険審議会が通つたあと、取組みとして、くやしい思いをしたので、今回は先制攻撃に出た。労働者側委員である総評幹事筒井氏・全金副委員長高山氏・全建総連三枝氏・公益委員の鶴東大教授・会長である隅谷東大教授への働きかけを行つた。その中で、「前の審議会では、従来と報りをかえないと承知している。現在と年金の扱いがかかり、ウビ切りが出るのは問題だ」(三枝・筒井兩氏)といふ発言を得た。

そこで、労働省の田中労基審理課長が業界懇に書いた「新し

い年金の基準は、従来とちがつて、休んでいるかどうかで判断

へ労働法令通信の追及と、会

長会見、審議会の公開へ労働省

のウソツキを監視しを要求して

12・10労災保険審議会糾弾斗争

を行つた。

一部幹部をダメとつくら

んぐいた労働省は、驚き、うろ

こえ、わざか15分間ではあるが

会長との話し合いの場を設けた。

「ケイワンはどうなるのか?」

田中論文は審議会確認とちが

う! といふ声にあせつた労働

省は、警報の手をかりて逃げ出

した。

労働省を包囲する

斗いを強めよう

関西との交流を深め

更に斗いの拡大を

こういった経過で関東の斗いが始つた。今年に入つて、私達は1・9決起集会、1・10大阪労基局交渉、1・14労働省抗議続々、2月3日の労働省交渉に

向けて取組み強化を行つてゐる。

特に、1・10大阪労基局交渉で

大阪總評や関西の仲間とともに

引き出した五枚の確認書を東京

労基局からも取り、労働省に大

きな打撃を与えたないと決意して

いる。

労働省は1・14抗議行動の中

で、「交渉は10人以内、しかも労

働省側の考え方は言わない」と

労働者をなめ切つた態度で出て

きた。直ちに反撃する中で、不

当な条件を変更するようだが、

形ばかりの交渉で、全国労災管

理課長会議、労災保険審議会へ

逃げこもうとしているのだ。

しづつ運動になつてゐることを
確信したい。

関東、関西の斗いを太く、強

く結びつけ、労働者の生活、権利

いのを守る斗いをつくり

あげようではないか。関西の斗

いを学び、労災法改悪、政省令

阻止を斗い抜こう。

一九七七年一月一六日

労災保険法改悪阻止実行委員会
(連絡先)

東京都文京区本郷東大病院
物療内科サニ講師室 気付

Tel 03-815-5411
(内)8317

大講演集会

【不当弾圧糾弾!!
労災保険法改悪反対!!】

・日時 2月23日 午後6時

・場所 郊落解放センター

・講師 大木一郎(芦原裕)

青山英康(岡山大学医

豊田正義(セラ事務局)

他未定

ほどである。

悪徳経営者・婦人運動家 比嘉周子一味をたたきのむどう

特別アピール

奥西労働者安全センター事務局

奥西生婦連会長でもある比嘉

周子が経営する社会福祉法人皆

島友の会（比嘉は理事長）の保

育所で働く保田が労働組合を結

成して既に8か月になろうとして

いる。5名の組合員は比嘉と

その家来達の様々ないやがらせ

弾圧にもかかわらず、連日のし

たたかな斗いを続けている。

組合結成の直接のきっかけは

恵業病被災者（頸腕・腰痛）

の不当解雇であり、その後も3

名の労災認定を斗いとなるなど、

組合の斗いの中で恵業病斗争、

被災者の権利を守る斗いの比重

は極めて重く、当初から安全セ

ンターは力を尽して斗争を支援

している。

本号で特別にアピールするの

は、経営者側がこの三月で組合

員の大配転を宣言するなど、斗

いの局面が緊迫していることに
ふるものであり、当該労組への
広範な支援を訴えるためである。

比嘉周子は労働者の敵

婦人運動・消費者運動など、

比嘉周子の名はとにかく有名

であり、年頭には福田（総理）

と会つたりしている。一見、

消費者や婦人の擁護者のよう

な比嘉も一皮むけば悪徳経営

者そのものである。

労災認定患者を平氣で首に
し、組合を嫌惡して労災認定
を認めず、治療も休む二とも
認めず、被災者の保田の仕事
を一方的にとりあげようとして
たりするなど、その悪うが極
まるやり口は行政も手をやく
に斗おう。

去る1月20日、国労会館で、
大阪地評・全国一般大阪地本、
同一組合同労組を中心とした都島
友の会斗争支援共斗会議結成集
会が行われた。安全センターも
協力団体として斗争参加を確認
された。

我々の責務は極めて大きい。
恵業病斗争の前進のため、労働
者の権利を守り、抜くため、二札
ら保母労働者の団結を守り抜き
う。支援共斗会議に結集して共
に斗おう。

前編

京都

京都市役所で腰痛認定

公災基金との直接交渉実録

難も、丁君の同僚と京海労職対の支援で乗り越えた。特に

に昨年9月にようやく丁君は「認定任は終められない。また、はおりても建設局の責任は終められない。また、脾痛やケイ腕で苦しんでいる他の仲間のためにも斗い続けたい」と決意を新たにしている。

京都市役所丁君の腰痛公災認定がおりた。

定機関である公災基金が当局と一緒に職員は人事課)となつていて、なつた公災基金に、労務対策としてしづ認定をしないという事である。

4日の大衆抗議斗争で、従来は書類審査しかしなかった公災基金に、直接交渉を認めさせ、文書のテンブルにつけて以来、斗争は大きくなつた。

年半にしてついに勝ち取ったもの

である。
二の認定までには数々の苦難があつた。へ
機関誌28・29号既報)
丁君の所属する建設局が職場活動家である丁君へのいやがらせとして現認書を書かなかつた事や、丁君の腰痛が慢性である事などであつて何よりも認一環である。

京都

京大病院コニピュータ導入に際して 看護婦有志会

去る12月20日には、
金井岩井計算セミナー

これに対し、昨年より一方的な増床による
リーカー導入で労働が
如何に変質するのか学習した。この学習で、
コニピュータの導入
は必ず支配管理強化と
つながる。また労働も
一層機械的なものにな
る事が明らかになり、
反対の決意を固めた。

京大病院にコンピューターが導入された。これは労働強化と斗争してきた有志看護婦が、またも組を開始した。

大阪

卷之三

中心に作り出そうと

統合と災害認定
を手に取る

被災者同盟會
全港灣分會結成

大阪府被災労働者同盟は昨年12月に、連続的に大阪西労基署に対する斗争をくりひろげ、山本力次さんと住江重志さん、岡本さんの労災認定を斗いとした。被災労働者を中心とする斗争は着実に被災者自身を鍛え、組織している。また、斗争も被災者自身の生活と力量にマッチしたペターンを取り、一人の有能な人の請負いの斗争ではなく、みんなが協力して

被災労働者同盟の朝倉さんに対し、東永運輸株式会社は不^当に解雇をいい出した。
これに対する同盟は全倉運営組傘下の東永分会に斗争協力を申入れたが、当該分会が会社側に立つに応じて、全港湾と組結成をし、全港湾と共に被災労働者や労働者達といふに斗争を続けてい

全国一般大阪一般会員は大学生活協の購買部で働いていた仁木さんとの腰痛問題に取り組んでいたが、去る12月、茨木労基署との交渉の中で、筋膜性腰痛の病名で労災認定をうちとに。仁木さんは購買部で働いていたが、4月、5月の著しい仕事量の増加で腰痛がひどくなり、8月には動けなくなってしまった。その後配転で

元購壳部の仁木さん

腰痛の常歎認定

全国一般 大阪一般合同 廉丈生協 支部

満労基署に10月12日療養費請求をしたところ、署へ組合員5人と松浦先生と一緒に効果があることを先生へ説明してもらいました。しかし、何故療養費が出ないのか

鶴勝の治療の一環として体操がある。時間内通院がとれているので毎週火・木の午後2時から4時半まで中津にあるトキワ健康管理センターに通つた。医師の同意書を添えて手

大阪北 大阪北

体操療養費をなうとる

全面認可にむけ更に耳おう！

全金岩井計算センター支部（大前利子）

大阪本店
体操療養費をたちと
全面認可にむけ更に手おう！

尼崎

鄭順大(安田) チン
チン
スン
テ

チヨンスニ

労災裁判より

熱氣に包まれた
傍聴

傍聽

一月14日 午後1時
より尼崎地裁でオワ回

鄭さん、黒崎産業で

働き、トラック荷台の上でマグネットクリークン鋼材作業中に被災した左眼失明、頸部打撲の損害賠償訴訟は、黒崎産業と元請の尼崎港運を相手に、3年たちました。いよいよ結審近くになると、オワ回公判には多數が熱心に傍聴活動に参加しました。

ま署の答とし、署の決
裁などありません。
安全ヒンターと一緒に
になつて12月24日に局
に労災保険法改悪阻止
の団交に出席したところ
3、翌日、署の課長から
う、体操の療養費ひ出

ることになりました。しかし連絡があつた。し
て、今回だけでも体操は医療機関がやつている
ところに変つてほしい。なぜなら、と癒養費は出せ
ないといふおまけがついているのである。

当日、鄭さんの家族及び尼崎労安対参加の全金東亞バルブ支部安全対策部・阪神支部事の主旨に賛同する阪神合同労組など計16名が参加、傍聴しました。

お二人のくしくて 発生した災害が 明るみに

まず原告側の松本、在間弁護士が災害発生の情況を鄭さんに質問し、その中で「採用時も、又事故発生当日も全く仕事の内容と、仕事に関する安全教育をなさない」と二つが明らかになりました。

ト・保護メタネの安全防護の指示と設備のはいままに、トラック荷台で整理作業をしていたために、鉄片の飛沫が左眼球に飛び入り、それがによる左眼失明が生じ、その後、二種免許の剥奪がおこった。この剥奪がおこった時に、自分が明らかにされました。結局、危険作業にも々々めらば、何ひとつ安全設備と教育もないことが災害発生につながったこと、又、下請職場が危険作業にさらさぬながら、生活せざるをえないことが明らかになりました。

まじえてこまごま面いに、黒崎産業の仕事をのぞさんさを鄭さんが発言しようとしたら、「関係ないの」やめなさいなどと挑癶的な態度に終始しました。又、鄭さんの頭部打撲へ左眼に鉄片が入り、そのため目の様子を鏡でみようと運転台に入ろうとしたところ、昇降設備がないためすべりおち打撲しても個人の不注意といふ

かりの質問に終始しました。あまりのえげつない尋ねに、傍聴席から裁判官すら、「関係ない質問は時間の無駄だからやめて下さい」と注意するぐらいでした。

総決算を むかえる オヨ回公判

次回公判は、2月25日午後1時からで、黒崎産業社長の追及を松本・在間両弁護士が行います。次回がおづけの結果、結審近く公判になります。3年間の総決算を次回でおえたいと思

(文責・尼崎労安対
事務局)

黒崎・尼崎港運 逃げの手を打つ

ます原告側の松本、在間弁護士が災害発生の情況を鄭さんに質問し、その中で「採用時も、又事故発生当日も全く仕事の内容と、仕事に関する安全教育をなさない」と二つが明らかになりました。

ト・保護メタネの安全防護の指示と設備のはいままに、トラック荷台に鋼材を入れる時も、ヘルメット

滋賀

滋賀労基局不服審査で

胃がん死亡のじん肺患者認定

滋賀の田中さんとの業
務上認定が12月10日付
でおりた。田中さんは、
亞炭鉱山でじん肺にか
かり、胃がんを併発し
死した。早速遺族は
ハ日市監督署に遺族補
償を請求したが、「じ
ん肺と胃がんの因果関
係はない」と却下。
身体が衰弱していくた
めに胃がんの手術がで
きなかったのだから業
務上だ」と主張し、不
服審査を請求していった
ものである。

各地域・地方なら安全センターには斗争ニュ
ースなどの資料が送られてきます。センターの
事務体制の不充分さから今までそちらの資料を
十分に活用することができていませんでしたが、
今後は機関誌においてもそちらの多方面での斗
いを紹介していきたいと思います。

今回は、全国一般東京地本南部支部の斗争ニ
ュースで躍動感の中から抜粋して紹介します。
文責は編集部にあることをお断りしておきます。

東京

全国一般南部支部 力テナ分会

『認定ならとり一歩前進

リハビリに向けて

まず10月8日に長尾
委員長の労災認定が下
りたことを報告します。
現在の力テナの状況
は、4名の患者に対し
てカテナ経営は、①組
合との確認書を反古に
し企業責任から逃避し
ている(現在は3名の
賃金・治療費補償のみ)
②リハビリについての
困文拒否 ③新たに発
生した患者に対する攻
撃(私病扱いし自動解
雇一二から言ひはり

業務上疾病と確定し
た以上、企業は夜病び
完治し、通常の労働に
復帰できるまで(再発
の場合も)全てに応じ
て完全に保償するのが
当然の義務である。

職場は一層きびしく
なつていて、職場復帰
は治療の一環で労働を
提供するのではなく、
訓練があると積極的に
位置づけ、同時に疾病
をおこさせるような労
働

東京

労働条件・労働環境等の改善と結びつけていかねばならない。これは一部の患者の力で取組めるものではない。患者の経験をも

とに、労働組合が労働者のいのちと健康を守る斗いを運動の中間にすえ、労働者にとつては大手各企業に出向室本であることをもつと

深く考えねばならないだろう。

註) ハカナといふ企業は大手各企業に出向室をもち、パンチャードを供給する企業である

2名の患者発生!

企業責任追及の日本データセンター会

日本データセンターは都内8ヶ所に出向室をもつパンチ会社です。パンチヤーは約2百名。分会結成の契機は、三越営業所における2名の頸腕患者の発生でした。私達は企業責任追及と患者の生活補償、そして今後職業病患者発生を最小限に止めるための作業環境改善を要求して10月18日分会を結成したのです。

現在は三越営業所で働く者だけですが16名の結集でござります。会社は昨年に港区労協との間で職業病に関する協定書を結んでいたにもかかわらず2年以上も放置し、再び患者を発生させたのです。10月28日の第一回団交では「発生時から補償する。誠意を示す意味を

10月分は仮払いがあり、ニルハラの斗いも困難でしようが、私達の斗いは合理化、下請企業の合理化を争つ斗いであり、企業責任を一切向かひ、企業責任を一切向かひ、労災申請(保険金を払うか否かの規準にすぎない)の意味を考えていきます。

“自分達の健康は自分達で守る” 運動の交流集会への呼びかけ

- ▼ 日・時 1977年 3月 20・21日
- ▼ 場 所 東京医科歯科大学(予定)
- ▼ 参加費 500円(予定)
- ▼ 連絡先 Tel. 03-793-4968 (土・日を除く
PM 7:00 ~ PM 10:30)

お知らせ



針灸治療、午後の

開始時間は……
4・30 からです

湯たんぽがわりという一石二鳥でよいようです。

寒い日が続いています。腰痛神経痛の治療に訪れる方もそのせいな目立つて増えていけるよう思ひれます。新年になつて毎日60人近くの方が見えていりますが、針治療をうける人は半数以上で、針の部屋はてんてこまいです。失臼は、毎日腰痛の治療で通つておられるKさんにホットパック（布製のホットアイス）を貸し出して、自宅で使ってもらいたい好評でした。手軽に使えるし、冷えきった患部にあてて寝れば

また、昨年の12月中旬から年後の針灸治療開始時間を早めて4時半からにしました。少しは待ち合の時間が短くなつたようになりますが、短くなつただけ、今度は患者の方が増えて、また針灸師の補充を考えねばならない状態となつています。二人なことを繰り返していけるうちに、もつと利用し易い診療所になるだろうと思つています。

診療所のいいとこ…… 待合室が活気にならぬこと

色々と診療所のいいとこ、悪

ないと、小耳にはさみますが、なんといつても患者の方が、生き生きと元気になつておられる、特に待ち合の室が活気にあふれていれば、一つの治療室のようになつていいのは、いいことだと思います。お通夜のような待合室では、「病は気々ら」ともいい、気がめりつてかえつて病状が悪化するのは、あながち嘘ではないでしようし。聴診器に待ち合の声が聞こえるのは極端だとして、また、待合室で好き放題話しある時は人生相談、或る時は自分の病との斗争の経験談……と、活気に満ちた診療所であり続けたいと思つています。

診療所ニュースを発行する予定でしたが、発行が遅れています。スマスマセン。診療所を利用してぶらつかる方々と地域の医療問題を取りあげ、意見交換する一つの場所にしていきたいと思つてます。

夫の死を訴えにしなし

緒

有機溶剤中毒 認定基準を改正

宮城

長南サカエ

関西労働者安全センターに結集される全ての斗う友人の皆さ
んに、宮城の地でソニー告発糾
難の斗いを斗つている私・長南
サカエより、私達田子の斗いに
対する支援のお願いとともにヨ
リ抜くアピールを送りさせて頂き
ます。

業務上認定かちどる

さて私達田子の親人企業ソニ
ーに対する斗いは一昨年十月に
労災認定斗争において最初の勝
利をかうとることができました。
すなわち、仙台労働基準監督署
は、一昨年10月31日、私の業
務上死七の認定申請に対し、夫
の死はまちがいなくソニーの有
機溶剤によつてもたらされたも
のであるとの認定を下したので
す。それまで、夫の死はソニ

ーの有機溶剤によるものである
との判断を、夫の臨床医や解剖
医によつて出されていましたが、
国家機関である労基署によつて
出されたことは、ソニーにとつ
ても限りなく打撃であつたと思
います。

仙台労基署は労災認定と同時
に、ソニーには夫以外にも8人の
有機溶剤中毒による肝障害の
患者がいると発表しましたが、
これも私達の主張を裏付けるも
のとなりました。勿論私達の調
査では8名位ではなく、その10
倍位の人がある機溶剤に肝臓をあ
かさせ苦しんでいますが、何は
ともあれ、「私の夫以外には肝臓
の悪い労働者など一人もいなし」
と言つて、ソニーにとつて、
この発表も大きな打撃だつたと
思ひます。

労基法違反で起訴

私達田子のヤニの勝利は刑事
訴訟において、ソニーを起訴され

年一月労働省に有機溶剤中毒の
労災認定基準を改めさせたこと
です。労働省が改善した内容は
ヤーにソニーで使われているジ
メチルホルムアミドへこれは肝
臓にとつてどこも危険な物質な
のです。しかし有機溶剤中毒の原
因物質として付け加えたことで
あり、ヤニに「慢性肝臓害検査
基準をきびしく定めた」とです。
このようにな労働省が労災認定
基準を改めたことは、これまで
の労働省の怠慢ぶりを示すと同
時に、私達の斗いが労働省を動
かし、危険物質である有機溶剤
の開放状態を規制し、労働条件
を規制することになったと思
います。

分に追いこんだことです。しかししながら残念なことにこのオ三の勝利は一方で私達の斗いの最初の敗北でもありました。即ち、昨年4月1日、仙台地検は私達の告訴告発に対し、「労働安全衛生法」については起訴、「殺人罪」については「嫌疑不十分」により不起訴と処分を決定しましたが、検察庁に「労働安全衛生法」違反で起訴させたことは私達の斗いの勝利であり、ソニーに大きな打撃を与えました。

しかし「殺人罪」について不起訴を地檢に許したことは検察庁のソニー防衛の反動的政治処分を許したことであり、私達の斗いの不十分性を反省させられました。

本万三代議士によつて取りあげられ、答弁にたつた労働大臣は「ソニーの刑事責任、労働補償責任は明白だ」とソニーの責任をはつきりと認めています。このふうに私達田子の斗いは国会を含め全国に広まつていいといふことは、ソニーを追及する上で大きな前進だと思ひます。

民事の早期結審から

や五の勝利は民事裁判斗争において提訴して二年足らずで結審をかうとしたことです。ソニーは一貫して裁判引延し策動を続けてきたわけですが、私達が「早期結審」の要求を裁判所に全く異例と言える早期の結審を勝利と言えると思ひます。

このように私達田子の斗いが大筋においてソニーを追いこんだのは、何にもまして多くの方々の皆さんの御支援のお力が大きかったとつたことは斗いの大さな勝利と言えます。

今後とも皆さんの御支援御指導よろしくお願ひ致します。

(連絡先)
宮城県宮城郡別府町加瀬
宇都崎 83

私達母子の斗いのや田の勝利は、ソニーを糾弾する斗いが国会にまで広がつたということです。去る10月28日、参議院社会労働委員会において、私の夫の死をめぐる問題が、社会党の英

長南 カカエ

長崎造船における

稿
その2



三井重工長崎造船労働組合(ヤクル組合)

掌蹠膿瘍症の

労災認定からとく

昨年夏、私達は鋳造課で、型作業を続けていた。Aさんから、この病気をなんとかしてもらえないだろうかと相談を受けました。見ると、手のひらへ掌蹠(ハマツヨウ)や指にぶつぶつが沢山で、この痛みとかゆみの為に夜も眠れない、眼つけている時に、つい無意識に搔いてしまってひどくしてしまったので、両手首を柱にしばりつけて寝る事もある。や2組合の委員に相談したところ、口おい達にそれが重症の二名については、昨年9月23日、難症の5名については

リになるのはあんた達だけばい」という話です。

私達はただちに他にも同じよ

うな人がいないかを調べました。

その結果、Aさんを含めて二名の重症者があり、難症を含める

と20%の発症率であり、私達は

型作業に用いられる化學剤(塗

剤、塗型剤、離型剤、崩壊剤等)に原因があるに違いないと判断、直ちに会社に対して原因の究明と対策を要求し、同時に記者会見をして社会問題とする

ことに成功しました。また、会

社の迷惑を許さないために、多くの方の協力をえて、独自の調

査なども行いました。その結果

重症の二名については、昨年9

月30日、難症の5名については

功しました。もとより、労働者

今年3月1日付で労災認定をかうことがあります。思者の中には、第一組合が一人へ残りは全部ヤニ組合しかいたのですが、第一組合はどうとう

最後までこの問題にとり組もうとしませんでした。ヤニ組合の御用ぶりは、最初に記しE Aさんのことばが示している通りです。

下請労働者に

弔慰金を上まわる

昨年の8月14日、香焼工場で

下請労働者の若杉広光さん(29才、共栄工業)が、運転中のフオーワクリフトごとドックの底に転落してなくななるという死亡災害が起りました。私達は御遺族(母、兄)から遺族補償交渉の全面依頼状をいただいて、共栄工業と交渉して、死七弔慰金一三〇〇万円をかうとることに成

の命の値段としてはきわめて低額であることは言を躊躇せん。しかし、私達はこの金額が本工事を一〇〇万円上まわったことは成るでありますと考へています。当時三菱の死七弔慰金は一二〇〇万円でした。厚かましりことに会社はこれに、労災保険から支払われる一時金一〇〇万円を加算して一三〇〇万円と表現していましました。会社流に表現すれば若杉さんの場合は一四〇〇万円ということになります。

大雪をついて

労災死への抗議文

一一の報告を書いた時に、
死亡災害のニュースが入りまし
た。香焼工場で68才の下請労働
者が犠牲になつてります。幸いに
なことにこの一年間、長船にお
ける死傷災害はゼロのまま続い
てきました。今年初めでの死傷
災害ですが、犠牲者はまだして
も下請労働者であり、場所は又
しても香焼です。最新鋭の設備
を導入する同工場が人命軽視の粗大

工場であることを、私たちは肚の底から怒りをこめて告発したいと思います。

私達は12月26日、折りから吹きつける大雪の中をストライキに立ち、現地香焼で抗議ストを實きました。寒風の中、ふるえながらの抗議行動でしたが、控え室から出てきて最後まで私たちの行動を見守つていた下請の仲間たちの顔を忘れることができません。

へ注メモ ニの原稿は一九七六年に
かかるもので、今年レ昨年
昨年レ一昨年と読みかえて下
さい。ヘ編集部

連絡先

長崎県長崎市飽の浦町

一
四
九

〔 T E L 〕
〔 0 9 5 8 . 6 1 . 2 4 4 7 〕

寄稿文掲載の予定
36号 35号 34号
全金京滋中金支部
斗争の経過報告
カネミ油症の現状
(堀内隆治)
合化 田和慶穂の
逃亡業界斗争の経

合化・田和麗の労 災弘業病斗争の経過

かしを大衆的に宣伝し、批判して
ります)になりましたが、私た
ちの斗争の目標は、死七弔慰
金の大巾引き上げへ六〇〇万
円)と、同制度の下請労働者へ
の適用を、会社へ要求していま
す。なかなか困難だとは思いま
すが、すべての本工労働者がそ
の気になれば、決して実現不可
能な要求ではないと思います。

機関誌の矢々号・矢弓でハナキアシケートへ
の御協力を願いしたところ、にくさんの方々
より返事をいたしました。編集部ではまた折を
みてハナキアシケートを実施したいと思つてい
ます。協力いたいの方、ありがとうございます。
した。御意見を機関誌の編集及び安全センタ
ーの運動に生かしていきたいと思つています。
一部ですが、寄せられたハナキアシケート
みたいと思ひます。



安全センターの

住居番号がわかります。

二月一日より新しい表示法が実施されます。
一層の郵便合理化と、個別住居の番号表示化↓
総背番号制への準備をしらと勘ぐりたくなりますが、郵便物が届かないなどの実害が出るのでお知らせします。△

三和ビル 3丁目 10番 11号
22号

●今後とりあげてほしいテーマ、記事

全国的な労災・職業病斗争の報告と
容のものを。

三カンパのあれ

年末一時金カンパ
への御協力を機関
誌上を通じてもお願
いしてきましたが
いろいろな方が力
ンパを寄せて下さ
いました。機関誌
を通じてしき知ら
ない方々も励ました
の言葉と共にカン
パを頂いたり、被
災労働者の方々から
送られてきたり、
組合としてカンパに
とり組んで下さった
に責任の重さに身代
替ると共に、二
中だけの方が持し
て下さつてゐるのだな
と元気がわいてきま
す。まだ完全に集約
できていませんが現
在までの合計は約
57万円です。本当に
ありがとうございました。(講じは次回)

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

33号

昭和52年1月30日発行（毎月一回30日発行）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4

正と旨びとを告げます

* 梅閣話33号の5ページに『全港湾中央が常勤省に交渉申入れを行う二点を決めた』という内容が書かれていますが、現在、中堅役員は春斗オルグで各地に派出され、全員撤つて封禁・確認する二点がひびきらしい状況です。全港湾中央本部が今も連絡の努力をして下さっている訳ですが、未確認の段階で編纂部が先に正りしてしまうことをお詫びして、お正します。



関西労働者安全センター